

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年2月29日

【事業年度】 第100期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 日本金属株式会社

【英訳名】 NIPPON KINZOKU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 坂 東 武 郎

【本店の所在の場所】 東京都板橋区舟渡四丁目10番1号
(上記は登記上の本店所在地ではありますが、本店業務は下記の
本社事務所でっております。)

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目30番7号 本社事務所

【電話番号】 東京5765局8111番(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 武 田 律 邦

【縦覧に供する場所】 日本金属株式会社 本社事務所
(東京都港区芝五丁目30番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第100期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)の有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(9) <省略>

(訂正後)

(1)～(9) <省略>

(10)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役選任の決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(11)取締役及び監査役の責任免除

取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができることとしております。

(12)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。